

Orion

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月22日（月曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）

開催場所

沖縄県那覇市泉崎二丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2026年6月19日（金曜日）午後5時30分



飲んで、
笑って、
またあした。

オリオンビール株式会社

証券コード：409A

株主の皆様へ

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第69期定時株主総会を2026年6月22日(月曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご案内をいたします。

株主総会の議案及び第69期の概要につき書面及び当社ウェブサイトにてご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

オリオンビール株式会社
代表取締役社長 兼 執行役員社長 CEO

村野 一



連結業績ハイライト

売上高

29,713百万円
(前期比 2.9%増)

営業利益

4,314百万円
(前期比 24.0%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

3,641百万円
(前期比 50.1%減)

EBITDA

5,876百万円
(前期比 12.5%増)

ROE

15.1%
(前期比 4.3pt増)

年間配当金

1株当たり
44円

2025年度のROEは、不動産売却益を除く税引前当期純利益×(1-想定税率30%)÷期首期末平均自己資本にて算出。

株 主 各 位

証券コード 409A
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

オリオンビール株式会社

代表取締役社長 村野 一

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第69期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.orionbeer.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

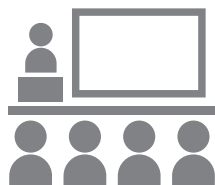
1 日 時	2026年6月22日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
2 場 所	沖縄県那覇市泉崎二丁目46番地 沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間
3 目的事項	報告事項 1. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件 第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただく場合

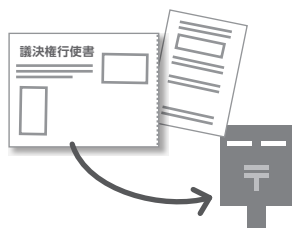


議決権行使書を会場受付へご提出ください。（ご記入・ご捺印は不要です）

代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時 **2026年6月22日（月曜日）午後2時**

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年6月19日（金曜日）午後5時30分到着分まで**

■ インターネットによる議決権行使の場合

<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月19日（金曜日）午後5時30分受付分まで**

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより議決権を行使された後、書面にて異なる内容の議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権を行使してください。

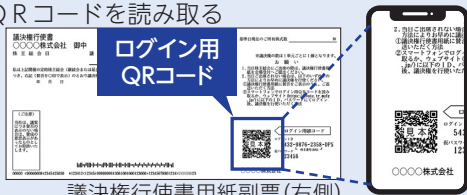
インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

② 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。

配信開始予定日 2026年7月頃

当社ウェブサイト <https://ir.orionbeer.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

<ご留意事項>

- ご使用のPC等の端末及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

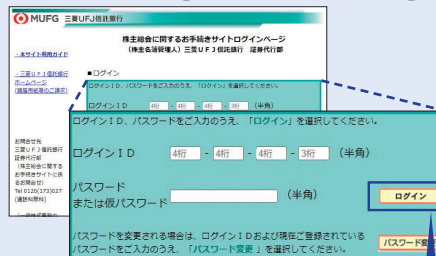
議決権行使ウェブサイト

(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.muflg.jp/>



- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
- ② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

第1号議案

取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、指名・報酬委員会の諮問に基づき、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席率
1	再任	むらの はじめ 村野 一	代表取締役社長	23回／23回 (100%)
2	再任	いけだ しろう 池田 史郎	取締役	22回／23回 (96%)
3	再任	ズナイデン ふさこ ズナイデン 房子	取締役	20回／23回 (87%)
4	再任	むらやま りえ 村山 利栄 (志賀 利恵)	取締役	17回／17回 (100%)
5	新任	かねまつ やすし 兼松 康	—	—
6	新任	なかの ぼう けんすけ 中之坊 健介	—	—

候補者番号

1

むらの
村野

はじめ

—

(1962年7月19日生)

再任



当社株式所有数

240,800株

取締役在任年数

4年5ヶ月

取締役会への出席状況

23回/23回 (100%)

略歴及び当社における地位

1985年4月	ソニー株式会社 入社 (海外営業本部)	2014年4月	同社 常務 兼 チーフセールス&マーケティングオフィサー
1991年4月	同社 コーゴスラビア駐在員事務所代表	2015年3月	ディアゴスティーニ・ジャパン マネージングディレクター
1992年4月	ソニーヨーロッパフランクリン セールス&マーケティングマネジャー	2015年6月	同社 代表取締役社長
1994年4月	ソニーハンガリー マネージングディレクター	2016年1月	同社 代表取締役社長 兼 アジア統括
1998年3月	ソニーサウジアラビア駐在員事務所代表 兼 Modern Electronics Establishment GM	2018年10月	シック・ジャパン株式会社 代表取締役社長
2001年8月	ソニー株式会社 本社グローバルマーケティング シニアマーケティングストラテジスト	2021年12月	オリオンビール株式会社 代表取締役社長 執行役員社長 (現任)
2003年2月	ソニーメキシコ社長		オーシャン・ホールディングス株式会社 代表取締役株式会社幸商事 代表取締役
2007年10月	ソニー株式会社 リテール & マーケティングコミュニケーション部 部長	2022年6月	オリオン嵐山ゴルフ倶楽部株式会社 代表取締役社長
2009年10月	同社 グローバル セールス & マーケティングトランスフォーメーション部門 部門長		ジャパンエンターテイメント株式会社 取締役 (現任)
2012年4月	同社 グローバルリテール & ウェブ部門 部門長		株式会社 取締役 (現任)
2012年12月	リコーイメージング株式会社 チーフセールス&マーケティングオフィサー		

重要な兼職の状況

ジャパンエンターテイメント株式会社 取締役

ジャパンエンターテイメントホールディングス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

村野氏は、沖縄と共に循環成長するビジネスモデルの確立を通じて、上場達成と企業価値向上に向けた企業経営手腕を発揮し、ガバナンス整備を主導しています。その経営手腕はマーケティング・営業にも生かされ、既存事業の商品力・競争力の強化、オリオンブランドを活用した知財ビジネスの推進に加え、豊富なグローバル経験を活かした海外戦略の確立を通じて、業績向上をけん引しています。また、人事面ではDXと人的資本投資を推進することで人材戦略を高度化し、強固な組織基盤を構築しています。これらの顕著な実績から、当社の持続的発展に不可欠な人材であり、取締役候補者として選任を提案するものであります。

候補者番号

2

いけだ
池田 史郎

しろう

(1956年11月25日生)

再任



当社株式所有数

0株

取締役在任年数

6年11カ月

取締役会への出席状況

22回/23回 (96%)

略歴及び当社における地位

1980年4月	アサヒビール株式会社 入社	2014年4月	アサヒグループホールディングス株式会社 常務取締役 兼 執行役員
2000年9月	同社 お客様生活文化研究所所長		インドフードアサヒ飲料株式会社 (ジャカルタ) 取締役
2006年4月	同社 マーケティング本部商品開発第一部長	2016年4月	アサヒグループホールディングス株式会社 専務執行役員 兼 インドネシア代表
2009年3月	同社 執行役員 マーケティング本部長		インドフードアサヒ飲料株式会社 共同代表
2010年3月	同社 取締役	2018年4月	中央アド新社 取締役会長
2012年3月	アサヒグループホールディングス株式会社 取締役 国内飲料担当・CSR 担当	2019年4月	野村キャピタル・パートナーズ株式会社 シニア・アドバイザー
	アサヒ飲料株式会社 取締役	2019年6月	オリオンビール株式会社 取締役 (現任)
2012年8月	株式会社エルビー 取締役	2019年7月	オーシャン・ホールディングス株式会社 取締役
	アサヒグループホールディングス株式会社 取締役 海外事業担当	2020年3月	東京理科大学 MOT 非常勤講師
	康師博飲品控股有限公司 (上海) 副董事長 就任		
	株式会社ロッテアサヒ酒類 (ソウル) 取締役		
	アサヒビール USA (ロサンゼルス) 取締役		
	アサヒホールディングスオーストラリア社 (メルボルン) 取締役		
	ペルマニス社 (マレーシア) 取締役		

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田史郎氏は、飲料分野のR&Dから商品開発・製造を率いた実績を有し、その経験から開発力・生産最適化・海外展開、顧客起点の設計・品質確保に関する豊富な知見を兼ね備えています。社外取締役として、専門的な知見に基づき新商品開発やグローバル事業等への監督・助言を通じ、当社の企業価値向上に貢献しています。また、指名・報酬委員会のメンバーとして、製造・開発・マーケティングの実務経験に基づく客観的かつ実質的な提言・助言を通じ、ガバナンスの向上にも貢献しています。これらの実績と知見から、特に、新商品開発力の深化、製造・品質基盤強化、グローバル展開加速に関する監督・助言を期待できると判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものであります。

候補者番号

3

ズナイデン 房子

（1964年9月9日生）

再任



当社株式所有数

0株

取締役在任年数

4年5ヶ月

取締役会への出席状況

20回／23回 (87%)

略歴及び当社における地位

1987年4月 株式会社資生堂 入社
 1992年5月 株式会社ノエビア 入社
 1995年4月 日本リバー株式会社（現ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社
 2001年10月 同社 アジア地区 ブランド ディレクター
 2002年7月 パルファンクリスチャンディオール株式会社 入社
 2003年11月 日本ロレアル株式会社 入社
 2004年4月 同社 ランコム事業部 事業部長
 2006年1月 エイボン・プロダクツ株式会社（現エフエムジー&ミッション株式会社）入社
 2006年3月 同社 取締役コマニシャルマーケティング本部長
 2007年4月 株式会社資生堂 入社
 2012年4月 同社 国内化粧品事業部ブランド企画部長
 2013年10月 同社 国内化粧品事業部マーケティング部長
 2014年6月 日清食品株式会社 取締役マーケティング部長

2015年4月 同社 取締役マーケティング部長
 日清食品ホールディングス株式会社 経営戦略部グローバルブランド戦略室長 兼 ダイバーシティー推進委員長
 2016年4月 日清食品ホールディングス株式会社 執行役員 チーフマーケティングオフィサー 兼 ダイバーシティー推進委員長
 2018年10月 日本マクドナルド株式会社 上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー
 2021年12月 オリオンビール株式会社 取締役（現任）
 オーシャン・ホールディングス株式会社 取締役
 2022年3月 日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー（現任）
 2023年3月 日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー
 日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ズナイデン房子氏は、消費財・食品業界でのブランド構築と消費者マーケティングを長年牽引し、国内外でのブランド価値向上、プレミアム化、特定顧客層への浸透、デジタルを活用した顧客接点強化等に関する豊富な知見を兼ね備えています。社外取締役として、その専門的な知見に基づき、ブランド戦略、消費者マーケティング、グローバル展開等への監督・助言を通じ、企業価値向上に貢献しています。また、指名・報酬委員会委員長として、ガバナンス強化と後継者計画の高度化にも貢献しています。これらの経験と知見から、特に、ブランド戦略強化、消費者マーケティングの高度化、グローバル展開加速に関する監督・助言を期待できると判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものであります。

候補者番号

4

むらやま り え 村山 利栄

（戸籍上の氏名：志賀 利恵）（1960年5月1日生）

再任



当社株式所有数

0株

取締役在任年数

0年11カ月

取締役会への出席状況

17回／17回 (100%)

略歴及び当社における地位

1981年4月 安田信託銀行株式会社本店証券部
 1988年11月 CS ファーストボストン証券会社
 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社
 2001年11月 同社 マネージングディレクター
 2014年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 理事
 2016年6月 株式会社レノバ 社外取締役
 2017年6月 株式会社カチタス 社外取締役
 2019年6月 株式会社新生銀行 社外取締役
 2020年6月 前田建設工業株式会社 社外取締役（現 非業務執行取締役（現任））

2021年6月 株式会社ライスカレー（株式会社MUSCAT GROUPに商号変更） 社外取締役（現任）
 2021年8月 theAstate 株式会社 代表取締役
 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 2024年2月 学校法人山野学苑 監事（現任）
 2024年6月 株式会社 True Data 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2025年4月 国立健康危機管理研究機構 理事（現任）
 2025年6月 オリオンビール株式会社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

前田建設工業株式会社 非業務執行取締役
 株式会社MUSCAT GROUP 社外取締役
 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役
 学校法人山野学苑 監事
 株式会社 True Data 社外取締役
 国立健康危機管理研究機構 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村山利栄氏は、投資銀行における長年の経験と、多様な上場企業での社外取締役としての豊富な実績を有しています。社外取締役として、資本市場、M&A、資本政策、リスク管理に関する高い専門性と、グローバルな視点に基づき、経営全般への客観的かつ実務的な監督・助言を通じ、当社の企業価値向上に貢献しています。また、指名・報酬委員会委員として、後継計画や報酬ガバナンスの高度化を牽引し、経営の透明性と説明責任の向上に貢献しています。これらの幅広い経験と専門的知見は、持続的な成長と強固なガバナンス体制構築の両立に不可欠であり、特に、IR・財務戦略、コーポレート・ガバナンス強化、および事業ポートフォリオ戦略に関する監督・助言を期待できると判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものであります。

候補者番号

5

かおまつ
兼松やすし
康

(1968年2月23日生)

新任



略歴及び当社における地位

1992年4月 アサヒビール株式会社 入社（九州支社 熊本支店）
 1999年10月 アサヒビール労働組合 専従・休職出向
 2005年10月 アサヒビール株式会社 営業戦略部
 2008年9月 同社 ビール戦略部
 2010年9月 同社 マーケティング企画部
 2013年9月 同社 経営企画部
 2014年9月 同社 人事戦略室長
 2017年4月 同社 熊本支社長
 2019年4月 同社 理事 北海道統括本部 営業企画部長

2020年9月 同社 理事 流通部長

2024年4月 同社 執行役員 営業戦略部長（現任）

重要な兼職の状況

アサヒビール株式会社 執行役員 営業戦略部長

当社株式所有数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

兼松康氏は、アサヒビール株式会社において執行役員として事業を牽引し、長年にわたり営業、マーケティング、経営企画、人事を歴任するなど、広範かつ深い企業経営の知見を有しています。社外取締役として、現場での営業経験から本社戦略まで一貫したキャリアで培われた、流通チャネル戦略、営業力強化、組織運営、人材育成に関する専門的知見に基づき、社外取締役としての確かつ有益な監督・助言を通じた貢献が期待されます。激変する市場環境下での当社の市場競争力強化と持続的成長に不可欠な、特にマーケティング戦略、営業体制の抜本的強化、および組織開発への監督・助言が、当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものであります。

候補者番号

6

なかのぼう
中之坊けんすけ
健介

(1963年5月11日生)

新任



略歴及び当社における地位

1987年4月 近畿日本鉄道株式会社入社
 2009年11月 同社ターミナル開発事業本部企画調整部部長
 2013年6月 同社あべのハルカス事業本部事業部長
 2015年4月 近鉄不動産株式会社アセット事業本部ハルカス運営部長
 2016年6月 近鉄不動産株式会社執行役員
 2018年6月 同社取締役
 2021年6月 同社常務取締役
 2022年6月 同社専務取締役
 2023年4月 KNT-CTホールディングス株式会社常務執行役員

2023年6月 同社専務取締役

2025年6月 同社代表取締役専務（現任）

重要な兼職の状況

KNT-CTホールディングス株式会社 代表取締役専務

当社株式所有数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中之坊健介氏は、近鉄グループにおいてホテル事業、不動産事業、および持ち株会社での多様な経営経験を有し、特に、大規模複合施設の開発・運営実績や、複数の事業領域を連携させた経営ノウハウを通じて、当社の多様な事業展開への貢献が期待されます。また、KNT-CTホールディングス代表取締役専務として、旅行・観光業界の最前線の動向、営業・マーケティング、グローバル事業展開に関する深い知見と実績を培われています。これらの広範かつ実践的な知見に基づき、当社の観光・ホテル事業の競争力強化、新たな価値創造、持続的な成長戦略推進に対し、社外取締役としての確かつ有益な助言を通じた貢献が期待されます。激変する市場環境下での当社の競争力強化と企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池田氏、ズナイデン氏、村山氏、兼松氏、中之坊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、池田氏、ズナイデン氏、村山氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、池田氏、ズナイデン氏、村山氏の選任が承認された場合には、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、池田氏、ズナイデン氏、村山氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏が再任された場合は、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であり、新任候補者の兼松氏、中之坊氏が選任された場合、当社は各氏の間でも同様の責任限定契約を締結予定です。
5. 当社は、村野氏、池田氏、ズナイデン氏、村山氏を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し、株主または第三者から損害賠償請求を提起された場合に当該被保険者が負担する損害賠償金および争訟費用等を、保険契約に定める免責金額および保険金額の範囲内で補償するものです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
6. 村山氏の取締役会への出席状況は、社外取締役就任後開催の取締役会について記載しております。

【ご参考】取締役・監査役のスキルマトリクス 2026年6月総会後

氏名	役職	性別	専門的なスキル・知見									
			企業経営	マーケティング・営業	財務・会計	ホテルビジネス	人事	法務・リスク管理	製造・R&D	グローバル経験	サステナビリティ	
村野 一	代表取締役社長	男性	●	●		●	●				●	
池田 史郎	社外取締役 独立役員	男性	●	●						●	●	●
ズナイデン 房子	社外取締役 独立役員	女性	●	●							●	●
村山 利栄	社外取締役 独立役員	女性		●	●			●			●	
兼松 康	社外取締役	男性	●	●				●				
中之坊 健介	社外取締役	男性	●	●			●				●	
杉浦 秀徳	常勤監査役	男性	●		●				●		●	●
友寄 淳	非常勤監査役	男性			●				●			
新見 研吾	非常勤監査役	男性					●		●		●	

取締役会の「監督・助言」機能を最大限発揮するために、以下のスキルセットが重要と考えています。

1. 企業経営

ミッションとして掲げる「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」の実現に向けグループ全体のビジョン策定、中長期戦略の策定、グループシナジーの発揮、およびガバナンスへの監督・助言を通じて、企業価値向上をけん引する高度なスキル・知見。

2. マーケティング・営業

「オリオン」ブランドの価値を全国・海外に広げ、多様な市場環境下で競争優位性を擁立するため、市場戦略の策定、新市場の開拓、資源配分、の最適化について、監督・助言するスキル・知見。

3. 財務・会計

健全な経営基盤を確立し、経営の透明性確保を通じた企業価値向上に向け、資本政策、内部統制、財務リスク管理について監督・助言するスキル・知見。

4. ホテルビジネス

沖縄観光の発展や地域連携、酒類清涼飲料事業とのシナジーを最大化するため、観光・ホテル事業における成長戦略や収益性向上策、地域連携戦略を監督・助言するスキル・知見。

5. 人事

多様な人材が活躍する魅力的な企業文化を醸成し、持続的な企業価値の向上を支えるため、人材戦略の策定、実行、組織体制の最適化、および従業員エンゲージメントの向上を監督・助言するスキル・知見。

6. 法務・リスク管理

資本市場および地域社会からの信頼を維持・向上させ、事業継続性を確保するため、企業活動における法的・社会的リスクを包括的に識別・評価し、実効性のあるガバナンス体制およびリスク管理体制について監督・助言するスキル・知見。

7. 製造・R&D

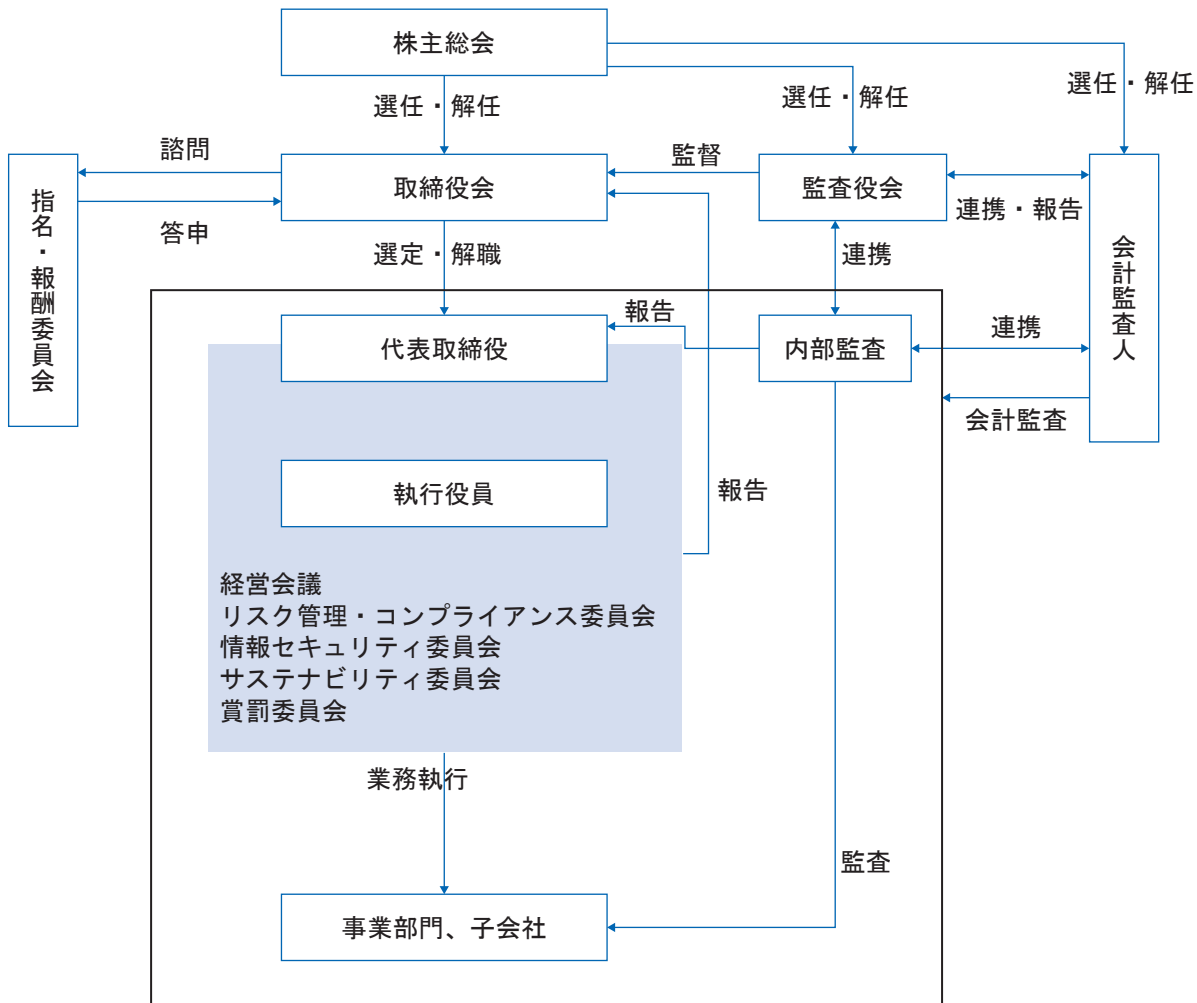
高品質な商品・サービスを安定的に供給し、沖縄の特性を活かした新たな価値を創造するため、サプライチェーン全体を視野に入れた生産戦略、品質管理、および技術革新・研究開発戦略の策定・実行について監督・助言するスキル・知見。

8. グローバル経験

多様な文化・商習慣・法規制が存在するグローバル市場において、海外事業拡大の機会を捉え、事業戦略の立案・実行、および関連する地政学的・経済的リスクの識別・管理を監督・助言するスキル・知見。

9. サステナビリティ

沖縄の地域社会および豊かな自然環境との共生を通じて、長期的な企業価値向上を実現するため、環境 (E)・社会 (S)・ガバナンス (G) に関する全社戦略の策定、目標設定、およびその進捗・実効性を監督・助言するスキル・知見。



取締役会実効性評価の結果について

当社は、監査役会設置会社として、取締役会がその役割・責務を実効的に果たし、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資する経営を実現するため、取締役会全体の実効性について分析及び評価を実施いたしました。当社は2025年9月に上場したことから、上場会社としてコーポレートガバナンス体制の一層の充実、及び取締役会の監督機能・意思決定機能の更なる向上を目的とし、今年度、初めて本評価を実施しました。本評価においては、取締役会の構成、運営、審議の内容、業務執行に対する監督機能の発揮状況、監査役による監査の実効性及び取締役会との連携、社外役員に対する支援体制等の観点から検証を行い、その結果を踏まえて今後の課題及び対応の方向性を確認いたしました。以下、その概要を記載いたします。

1. 評価方法

当事業年度の取締役会実効性評価にあたっては、取締役及び監査役を対象に、取締役会の構成、議案設定、審議時間、資料の内容及び提供時期、重要案件に関する議論の深度、経営戦略・資本政策・リスク管理・サステナビリティに関する監督の状況、業務執行に対する監督機能の発揮状況、並びに監査役監査の実効性及び社外役員への情報提供体制等を評価項目とする自己評価を実施し、その結果を集計・分析いたしました。

2. 評価結果の概要

評価の結果、当社の取締役会は、経営の基本方針、重要な業務執行の決定及び業務執行に対する監督という取締役会に期待される役割・責務を概ね適切に果たし、その実効性が確保されていることを確認いたしました。取締役会の構成については、知識・経験・専門性のバランスに配慮した体制のもと、社外取締役・監査役が有する多様な視点を含めた議論が行われており、自由闊達かつ建設的な意見交換がなされているとの評価が得られました。

また、重要案件に関する審議については、経営戦略、資本政策、内部統制、リスク管理等の観点から必要な議論が行われており、社外取締役による監督機能及び社外監査役を含む監査役による監査機能も概ね有効に発揮されていることを確認いたしました。加えて、監査役、内部監査部門及び会計監査人との連携、並びに社外役員に対する支援体制についても、概ね適切に運用されているものと評価しております。

一方で、初回評価において重点課題として認識した事項は、主として以下のとおりであります。

- ・上場会社として求められる中長期的な企業価値向上の観点から、成長戦略、資本政策及び主要事業の戦略に関する議論を更に充実させる必要があること。
- ・取締役会において戦略的な議論の時間を十分に確保する観点から、付議事項の整理、年間アジェンダの明確化及び審議時間の配分を一段と工夫する必要があること。
- ・指名・報酬委員会の機能強化を図り、長期的な企業価値向上に資するインセンティブ設計やサクセッションプランに関する議論の質・量を深める必要があること。
- ・社外取締役及び社外監査役がその知見を十分に発揮できるよう、重要議案に関する事前説明、資料の早期共有及び補足情報の提供を更に充実させる必要があること。
- ・事業拡大を見据え、内部統制、コンプライアンス及び重要リスク管理に関するモニタリングの枠組みを一層高度化する必要があること。

3. 今後の取り組み

当社は、本評価により把握した重点課題を踏まえ、取締役会の実効性の一層の向上を図ってまいります。具体的には、中長期的な企業価値向上への貢献を高めるため、「成長戦略」、「資本政策」及び「主要事業の戦略」に関する討議機会の拡充を図ってまいります。この実現に向け、取締役会における付議事項の整理と年間アジェンダの明確化を図り、戦略的議論に十分な時間を確保できるよう審議時間の配分を一段と工夫してまいります。また、指名・報酬委員会の機能強化を通じて、経営陣幹部と取締役のサクセッションプラン及び長期的な企業価値向上に資する報酬設計に関する議論を深化させてまいります。

さらに、社外取締役がその知見を最大限に発揮できるよう、重要議案に関する社外取締役及び監査役への事前説明、資料の早期共有、そして補足情報の提供を充実させることで、取締役会における監督機能と議論の質の更なる向上を目指します。加えて、事業拡大を見据えた内部統制、コンプライアンス、及び重要リスク管理に関するモニタリングの枠組みを一層強化してまいります。

今後は、今回の実効性評価を踏まえ、取締役会の機能発揮状況を継続的に検証するとともに、その検証結果を改善につなげることで、企業価値の向上に向けたより実効性の高いコーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

以上

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

まつもら のぼる
松茂良昇

(1990年10月24日生)



当社株式所有数

0株

略歴

2016年2月 EY新日本有限責任監査法人（東京・金融事業部）
入所
2019年7月 EY新日本有限責任監査法人（沖縄事務所）
オリオンビール株式会社含む沖縄県内企業の監査担
当
2022年7月 公認会計士・税理士事務所 開業
2023年8月 税理士法人 琉球会計 設立 代表社員（現任）
2023年10月 株式会社琉球会計ビジネスサポート 設立 代表取
締役 就任（現任）
2023年10月 琉球大学 非常勤講師
2025年4月 沖縄国際大学 非常勤講師（現任）
2025年10月 那覇市内税理士事務所を買収
（M&Aによる事業承継）

重要な兼職の状況

株式会社琉球会計ビジネスサポート 代表取締役、税理士法人琉球会計 代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

松茂良昇氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり培ってきた高度な専門知識と豊富な実務経験を有しています。監査法人にて、金融・製造業など多様な分野の監査業務を経験し、特に沖縄企業の監査を通じて会計・内部統制に関する深い知見を蓄積しています。この豊富な監査実務経験に加え、公認会計士・税理士事務所および税理士法人設立・経営、M&Aによる事業承継の経験から、企業経営全般に関する客観的かつ実践的な視点も有しています。これらの専門性と、DX推進や業務改革に関する多角的な知見に基づき、当社の業務および財産の状況を的確に監査し、実効性のある助言を通じて、企業統治体制の一層の強化に貢献いただけると判断し、補欠監査役候補者として選任を提案するものであります。

- (注) 1. 松茂良氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松茂良氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、松茂良氏が監査役に就任した場合は、同氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、当該責任限定が認められるのは、当該非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとするを予定しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。松茂良氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し、株主または第三者から損害賠償請求を提起された場合に当該被保険者が負担する損害賠償金および争訟費用等を、保険契約に定める免責金額および保険金額の範囲内で補償するものです。
5. 当社は定款において、補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとしております。

第3号議案

取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第57期定時株主総会において、一事業年度あたり165百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案に基づき対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件とする「在任条件型」と、当該条件に加えて、当社の取締役会が予め定める業績条件の達成を条件とする「業績条件型」のうち1種類又は2種類を必要に応じて組み合わせるものとします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、「在任条件型」として年額10.92百万円以内（うち社外取締役分は4.68百万円以内）、「業績条件型」として年額10.92百万円以内（うち社外取締役分は4.68百万円以内）、合わせて年額21.84百万円以内（うち社外取締役分は9.36百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期並びに「在任条件型」及び「業績条件型」それぞれの支給割合を含む配分については、指名報酬委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は6名）であります。第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役は5名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は「在任条件型」として年8,400株以内（うち社外取締役分は3,600株以内）、「業績条件型」として年8,400株以内（うち社外取締役分は3,600株以内）、合わせて年16,800株以内（うち社外取締役分は7,200株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要

な事由が生じた場合には、当該それぞれの総数を合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。本議案が承認可決された場合には本議案の範囲内で必要に応じて、「在任条件型」と「業績条件型」のうち1種類又は2種類の譲渡制限付株式を組み合わせ付与します。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて(下記(5)「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定めた条件を踏まえて)合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間(下記(5)「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当契約に含める場合には、下記(5)において定めた条件を踏まえて)合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績達成により譲渡制限を解除する条件(「業績条件型」の場合)

当社は、「業績条件型」の場合、当社の取締役会が予め定める業績条件を達成した場合に、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する旨の条件を本割当契約に定めることができるものとする。この場合、当社は、当該業績条件が達成されず、譲渡制限が解除されないことが明らかになった直後の時点において、譲渡制限が解除されないことが明らかとなった本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり変更する予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、

- ・常勤取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬（金銭：月額）」及び「業績連動報酬（金銭：賞与）」と、「譲渡制限付株式報酬（株式）」で構成します。
- ・非常勤取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬（金銭：月額）」と、「譲渡制限付株式報酬（株式）」で構成します。

イ. 基本報酬（金銭）及び譲渡制限付株式報酬（株式）の内容及び額又は数の決定に関する方針（時期・条件を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬および賞与である業績連動報酬（いずれも金銭）とし、その額については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。

a. 基本報酬

◇固定報酬（金銭：月額）（常勤・非常勤共通）

- ・役位・職責に応じた金銭による月額の基本報酬。

◇業績連動報酬（金銭：賞与）（常勤のみ）

- ・短期インセンティブ報酬として、1事業年度の業績等に基づき固定報酬を基準に40%～80%の間で上下変動する報酬。
- ・報酬は、当該事業年度の会社業績等確定後に支給。
- ・業績指標は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、「連結売上高」および「連結営業利益」を採用。

b. 譲渡制限付株式報酬（株式）（常勤・非常勤共通）

- ・取締役の役位に応じて譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限解除日は原則として取締役退任時とします。

- ・業績向上の意識を高め企業価値向上に資するため、また売上成長と収益性の両立を促すため、以下のうち1種類又は2種類を組み合わせた譲渡制限付株式を付与します。
- ・「在任条件型」：一定期間継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち取締役会が定める地位に在任していることを譲渡制限解除の条件とするもの。
- ・「業績条件型」：上記在任条件に加え、取締役会が定める業績条件の達成を譲渡制限解除の条件とするもの。業績指標は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、原則として「連結営業利益」を採用し、1事業年度の業績に基づき達成の有無を判定します。
- ・付与額・株式数については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。

ウ. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・基本報酬のうち、固定報酬対業績連動報酬（金銭：賞与）の割合は、基準額で概ね7対3～6対4とします。
- ・非常勤取締役には、業績連動報酬（金銭）は支給しません。
- ・基本報酬（金銭：月額・賞与）対譲渡制限付株式報酬（株式）の割合は、基準額で概ね8対2～7対3とします。

エ. 取締役の報酬等の内容決定に関する事項

- ・基本報酬である月額の固定報酬及び賞与である業績連動報酬（金銭）の決定に際しては、代表取締役社長が、会社で各取締役への期待する役割について慎重に評価し、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。
- ・譲渡制限付株式報酬（株式）については、取締役の役位に応じた付与基準に沿って総額を決定し、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで個々の金額・株式数の最終配分は、取締役会から一任された代表取締役社長が決定し、株式の割当て等に関する事項は取締役会の決議に基づき決定します。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

当社の監査役の報酬額は、2023年11月1日付の臨時株主総会において一事業年度あたり30百万円以内とすることについて承認を頂き、現在に至っております。

2025年9月のIPOに伴い、当社は、企業統治の強化、投資家の信頼獲得、企業価値の向上が求められており、企業の健全な運営を支える監査役の職務負担が増大しております。

つきましては、監査役の負担増大に鑑みて、監査役の報酬等の額を、一事業年度あたり40百万円以内といたしたく存じます。

なお、当社の監査役は3名です。

また、監査役の個人別の報酬等の額は、上記金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしたく存じます。

以上

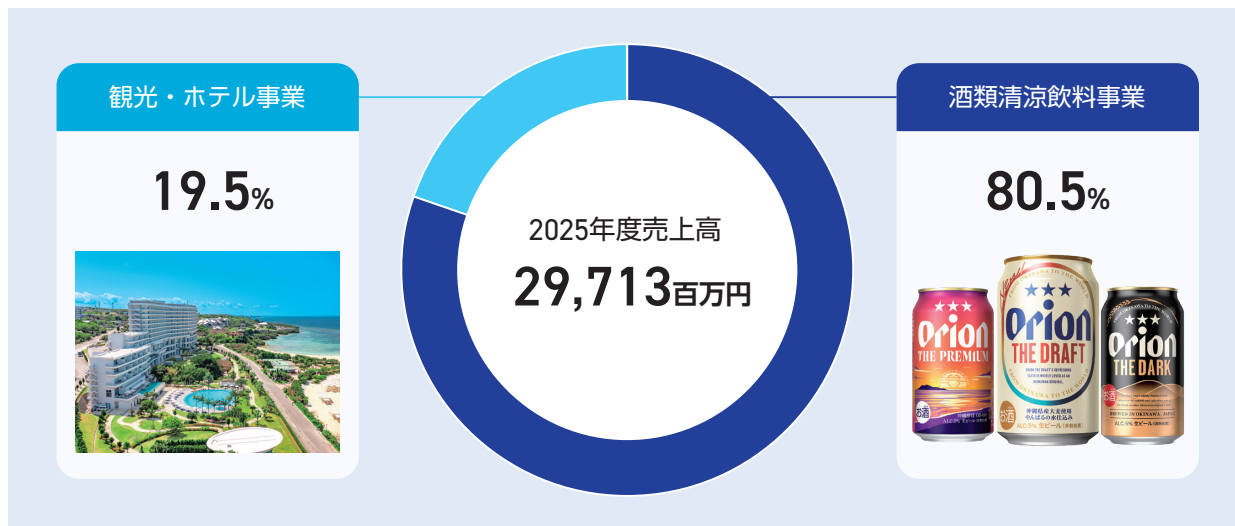
1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションとし、魅力ある商品・体験を沖縄県民、観光客にお届けし、沖縄と共に持続的な成長を実現する「循環成長型ビジネスモデル」を掲げ、企業価値向上へ邁進しております。沖縄県内での酒類販売やリゾートホテルでのサービス提供を通じて、沖縄の魅力を価値として提供すると共に、県外・海外において沖縄を想起する施策を展開することで、ブランドロイヤリティを向上していくビジネスモデルを進めています。

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における経営成績は、売上高は29,713百万円、営業利益は4,314百万円、経常利益は4,118百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、オリオンホテル那覇の譲渡に関連する特別利益1,054百万円の計上、及びそれに伴う法人税等の増加により3,641百万円となりました。

(ご参考) 事業別売上高構成比



セグメント別概況

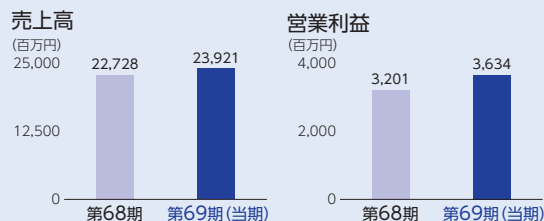
セグメントごとの当連結会計年度の業績は次のとおりです。



酒類清涼飲料事業

当社グループが手掛ける「オリオン」は、沖縄に根差したブランドであり、主力商品の「オリオンザ・ドラフト」を含むビール類や、県産フルーツを使用したRTD（チューハイ等）、泡盛とその副産物を使用したもろみ酢等の製造・販売、並びに「オリオン」ブランドを活用したIPビジネス等、沖縄と共に成長する「循環成長型ビジネスモデル」を強化し、魅力ある商品・体験をお届けしています。

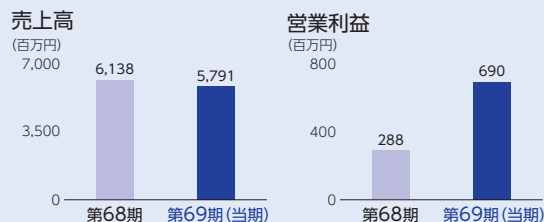
酒類清涼飲料事業においては、県内の圧倒的ポジション確立、県外の持続的な成長、海外エリアの拡販に向け、商品開発と販売力を強化してきました。その結果、当連結会計年度の売上高は23,921百万円となり、製造方法の見直しによる粗利率の改善、並びに販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は3,634百万円となりました。



観光・ホテル事業

当社グループは、「オリオン」の名を冠したオリオンホテルモトリゾート&スパを主軸に、ホテルルートイン名護、及び商業施設である豊崎ライフスタイルセンターTOMITON等を所有しております。

観光・ホテル事業においては、客室単価向上のためにレベニューマネジメントを強化し、海外チャネルの強化によるインバウンドの取込みを積極的に行っております。その結果、当連結会計年度の売上高はホテルの稼働率、客室単価の双方が前年を上回り、売上高は5,791百万円、営業利益は690百万円となりました。



(2) 対処すべき課題

【会社の経営の基本方針】

当社グループは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というミッション実現のため、「オリオン」ブランドを掲げて沖縄に根差したビジネスを展開しており、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデルの強化」を目標として、沖縄の魅力の詰まった商品・サービスの提供、強固なグループ収益構造の構築、サステナビリティ経営基盤の整備とインパクトの創出を推進してまいります。

【目標とする経営指標】

当社グループは、中期経営計画（2027年3月期～2030年3月期）を通じて、売上高（税抜）成長率CAGR5.9%（2025年3月期を基準）、収益性改善目標としてEBITDA（税抜）マージン25.1%、資本効率の改善目標としてROE16.0%を追求します。

【中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題】

当社グループは、上述の経営指標の達成に向け、既存事業での成長加速を図りつつ、新たな成長ドライバーの確立に向け、積極的な成長投資を進めてまいります。

酒類清涼飲料事業では、マーケティング強化や商品ポートフォリオの最適化により県内市場での安定成長を維持するとともに、成長ドライバーである県外市場・海外市場・ライセンスビジネスのさらなる増強を図ります。観光・ホテル事業においては、オリオンホテルモトブリゾート&スパでのバリューアップ投資の実行に加え、アネックス棟を新設し、沖縄体験価値の深化に向けたサービスを強化します。

さらに、新たな成長ドライバーの確立に向け、酒類清涼飲料事業で、もろみ酢の特性を活かした新規事業を立ち上げ、成長ポテンシャルの高い健康市場への新規参入を図ります。観光・ホテル事業では、オリオンホテルモトブリゾート&スパ及び名護工場を起点に沖縄北部における観光エコシステムの形成に取り組むとともに、外部連携とアセット活用戦略の高度化により、観光事業における新たな成長パイプラインを構築していきます。

キャピタルアロケーションの観点では、2030年3月期に向けて、積極的な成長投資を通じ、売上・利益の持続的成長と資本効率の改善を目指すとともに、株主還元の実現を図り、成長投資と株主還元の最適なバランスを追求してまいります。

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度において新株予約権（ストック・オプション）の権利行使にともない、364百万円の資金調達を行いました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、支払いベースで、1,297百万円です。

当連結会計年度中に完成した主要設備及び当連結会計年度末時点において実施中、または計画中の主要設備の状況は、次の通りです。

a. 当連結会計年度中に完成した主要設備

・ 酒類清涼飲料事業

全社 新基幹システム構築、新浦添倉庫整備

工場 缶パレタイザー更新工事、仕込粕設備脱水機更新工事

・ 観光・ホテル事業

ホテル オリオンホテルモトブリゾート&スパ 外壁塗装工事、ショップ改装工事

b. 当連結会計年度末時点において実施中、または計画中の主要設備

・ 酒類清涼飲料事業

工場 缶設備更新、主原料搬入棟増設、酒類及び清涼飲料調合・殺菌設備

・ 観光・ホテル事業

ホテル オリオンホテルモトブリゾート&スパ レストラン改装工事、従業員寮建設

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割、他の会社の事業の譲受け、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継、他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な借入先および借入額

2026年3月31日現在の主な借入金残高は以下のとおりです。

借入先	借入金残高
シンジケートローン (注)	15,428百万円
沖縄振興開発金融公庫	933百万円
合計	16,361百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行と株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする7社の協調融資によるものであります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 (単位：百万円)	第66期 2022年度	第67期 2023年度	第68期 2024年度	第69期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高	23,544	26,009	28,866	29,713
経常利益	2,424	2,818	3,447	4,118
親会社株主に帰属する当期純利益	3,150	4,649	7,301	3,641
1株当たり当期純利益 (円)	27.56	85.25	133.90	88.59
総資産	53,330	55,132	50,875	44,089
純資産	21,928	25,013	18,968	18,483

(注) 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第66期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
オリオンホテル株式会社	50百万円	100%	ホテル運営
株式会社石川酒造場	33百万円	100%	酒類清涼飲料の製造販売

(注) 2025年10月17日付にてオリオン沖映合同会社は清算終了いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業は、酒類清涼飲料事業および観光・ホテル事業であります。酒類清涼飲料事業の主要な商品は下記のとおりです。

ビール類	オリオン ザ・ドラフト、オリオン ザ・プレミアム、オリオン 75 ビール、オリオン ザ・ダーク、麦職人、サザンスター、ゼロライフ、アサヒスーパードライ、アサヒ生ビール、アサヒスタイルフリー<生>、クリアアサヒ
RTD	WATTA、natura、島チュー
その他酒類	ブラックニッカ クリア (洋酒)
その他	オリオンクリアフリー (ノンアルコールビールテイスト飲料)
清涼飲料	オバァ自慢のさんぴん茶

観光・ホテル事業における施設の概要は以下のとおりです。

名称	所在地	概要
オリオンホテル モトリゾート&スパ	沖縄県 国頭郡本部町	客室数238室、全室オーシャンフロント・バルコニー付のリゾートホテル 連結子会社であるオリオンホテル株式会社が運営
豊崎ライフスタイル センターTOMITON	沖縄県 豊見城市	賃貸不動産（ショッピングセンター及び当社本社オフィス）
ジャングリア沖縄用地	沖縄県 名護市及び 国頭郡今帰仁村	ゴルフ場跡地をジャングリア沖縄用地として株式会社ジャパンエンターテイメントへ賃貸
ホテルルートイン名護	沖縄県 名護市	賃貸不動産（客室数147室、名護市の観光ホテル）

（8）主要な営業所及び工場並びにホテル

本社	沖縄県豊見城市
工場	沖縄県名護市
ホテル	沖縄県国頭郡本部町

（9）従業員の状況

①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
酒類清涼飲料事業	180名 (81名)	7名増 (11名増)
観光・ホテル事業	134名 (156名)	60名減 (22名減)
全社（共通）	38名 (14名)	5名減 (1名減)
合計	352名 (251名)	58名減 (12名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門に所属しているものであります。

②当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205名 (89名)	4名増 (10名増)	41歳9カ月	12年1カ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年齢および平均勤続年数は、期末時点に在籍する正規従業員（当社から社外への出向者および社外から当社への出向者を除く。）を対象とし、算出しております。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 42,253,200株 (自己株式39株を含む)
- ③ 株主数 47,112名
- ④ 大株主の状況

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,172,900株	9.87%
アサヒビール株式会社	4,125,200株	9.76%
近鉄グループホールディングス株式会社	4,119,200株	9.74%
株式会社沖縄銀行	588,200株	1.39%
株式会社琉球銀行	588,200株	1.39%
琉球海運株式会社	588,200株	1.39%
オリオンビール従業員持株会	505,500株	1.19%
ドウガン パトリック ジョン	380,200株	0.89%
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	366,900株	0.86%
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	359,400株	0.85%

- (注) 1. 持株比率は自己株式39株を控除して計算しております。
2. 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・インターナショナル・インク及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、キャピタル・インターナショナル株式会社が、2025年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc.)	アメリカ合衆国カリフォルニア州 90071、ロスアンジェルス、サウスホ ープ・ストリート333	928,000	2.27
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)	スイス国、ジュネーヴ1201、プラ ス・デ・ベルグ3	599,400	1.47
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル	1,092,400	2.68
計	－	2,619,800	6.42

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年6月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月30日付で自己株式13,750,200株を消却しました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(2026年3月31日現在)

名称	オリオンビール(株) 第4回新株予約権 (無償)		オリオンビール(株) 第5回新株予約権 (無償)	
新株予約権の発行決議日	2022年10月19日		2023年11月17日	
取締役・社外取締役	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役
保有者数	1名	－	－	2名
新株予約権の数	48個	－	－	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,600株 (新株予約権1個につき200株)	－	－	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の発行価額	払い込みは 要しない		払い込みは 要しない	
新株予約権の行使時の 払込金額	1個当たり 50,000円		1個当たり 120,000円	
新株予約権を行使できる期間	2024年9月17日から 2032年9月16日まで		2025年11月18日から 2033年11月17日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)		(注)	

(注) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

当社は取締役会において、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

(2026年3月31日現在)

名称	オリオンビール(株) 第1回新株予約権 (有償)	オリオンビール(株) 第3回新株予約権 (有償)	オリオンビール(株) 第4回新株予約権 (有償)
新株予約権の発行決議日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
新株予約権の数	2,064個	896個	1,184個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 412,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 179,200株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 236,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の発行価額	1個当たり 820円	1個当たり 502円	1個当たり 657円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 50,000円	1個当たり 50,000円	1個当たり 50,000円
新株予約権を行使できる期間	2022年12月1日から 2029年11月7日まで	2022年12月1日から 2031年9月3日まで	2022年12月1日から 2032年9月16日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注2)	(注3)
割当先 当社取締役及び執行役員等	新株予約権の数2,064個 目的となる株式数412,800株 割当者数6人	新株予約権の数896個 目的となる株式数179,200株 割当者数5人	新株予約権の数1,184個 目的となる株式数236,800株 割当者数2人

名称	オリオンビール(株) 第5回新株予約権 (有償)	オリオンビール(株) 第6回新株予約権 (有償)
新株予約権の発行決議日	2023年11月17日	2024年6月17日
新株予約権の数	1,340個	262個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 268,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 52,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の発行価額	1個当たり 1,031円	1個当たり 1,549円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 120,000円	1個当たり 150,000円
新株予約権を行使できる期間	2023年12月11日から 2033年11月17日まで	2024年7月22日から 2034年6月17日まで
新株予約権の行使の条件	(注4)	(注5)
割当先 当社取締役及び執行役員等	新株予約権の数1,340個 目的となる株式数268,000株 割当者数10名	新株予約権の数262個 目的となる株式数52,400株 割当者数7名

(注1) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、2021年3月期又は2022年3月期のいずれかの期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超過した場合はこの限りでない。

- ① 本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合
- ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき

(注2) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、2023年3月期又は2024年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が2,300百万円を超過した場合はこの限りでない。

- ① 本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合
- ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき

(注3) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、2024年3月期又は2025年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が2,700百万円を超過した場合はこの限りでない。

- ① 本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合
- ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき

(注4) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、2025年3月期又は2026年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超過した場合はこの限りでない。

- ① 本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合
- ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき

(注5) 新株予約権者は、保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、2026年3月期又は2027年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,500百万円を超過した場合はこの限りでない。

- ① 本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ② 本行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合
- ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、本行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が本行使価額を下回る価格となったとき

4 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村野 一	執行役員社長CEO オリオンホテル(株) 取締役 (株)石川酒造場 取締役 ジャパンエンターテイメント(株) 取締役 ジャパンエンターテイメントホールディングス(株) 取締役
取締役	呉 哲 民	野村キャピタル・パートナーズ(株) マネージングディレクター オリオンホテル(株) 取締役
取締役	成 政 紀	野村キャピタル・パートナーズ(株) 事業支援部長 (株)タップ 社外取締役 オリオンホテル(株) 取締役
取締役	池 田 史 郎	
取締役	富 岡 隆 臣	カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表 兼 マネージングディレクター (株)リガク・ホールディングス 取締役 岩崎電気(株) 社外取締役 日本KFCホールディングス(株) 社外取締役 日本ケンタッキー・フライド・チキン(株) 社外取締役 オリオンホテル(株) 取締役
取締役	横 澤 太 一	アサヒビール(株) 常務執行役員 企画・支援本部長
取締役	ズナイデン 房子	日本マクドナルドホールディングス(株) 取締役 日本マクドナルド(株) 取締役上席執行役員 CMO
取締役	村 山 利 栄	前田建設工業(株) 非業務執行取締役 (株)MUSCAT GROUP 社外取締役 インフロニア・ホールディングス(株) 社外取締役 学校法人山野学苑 監事 (株)True Data 社外取締役 (監査等委員) 国立健康危機管理研究機構 理事
常勤監査役	友 寄 淳	(株)石川酒造場 監査役 オリオンホテル(株) 監査役
監査役	杉 浦 秀 徳	太陽ホールディングス(株) 社外取締役 (常勤監査等委員) 一般財団法人杏の杜財団 監事
監査役	新 見 研 吾	新見総合法律事務所 所長弁護士 オリオンホテル(株) 監査役

- (注) 1. 取締役呉哲民、取締役成政紀、取締役池田史郎、取締役富岡隆臣、取締役横澤太一、取締役ズナイデン房子、取締役村山利栄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、村山利栄の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。
2. 監査役友寄淳、監査役杉浦秀徳、監査役新見研吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池田史郎、取締役ズナイデン房子、取締役村山利栄、監査役友寄淳、監査役杉浦秀徳、監査役新見研吾を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役友寄淳は、金融業界における業務経験を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役杉浦秀徳は、証券・金融業界における業務経験を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役新見研吾は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度における取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- (1) 2025年6月27日付の定時株主総会において、村野一、呉哲民、池田史郎、富岡隆臣、横澤太一、ズナイデン房子、村山利栄がそれぞれ取締役に就任いたしました。
- (2) 2025年6月27日付の定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役亀田浩、取締役荒川正子がそれぞれ退任いたしました。
- (3) 2025年7月31日付の臨時株主総会において、株式の譲渡制限に関する定款の定めを削除したことにより、取締役及び監査役全員が任期満了により退任し、村野一、成政紀、池田史郎、富岡隆臣、横澤太一、ズナイデン房子、村山利栄が取締役にそれぞれ就任し、友寄淳、杉浦秀徳、新見研吾が監査役にそれぞれ就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	94	67	22	4	6
(うち社外取締役)	(23)	(22)	(0)	(0)	(4)
監査役	25	21	3	-	3
(うち社外監査役)	(25)	(21)	(3)	-	(3)
合計	120	89	26	4	9

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役3名ですが、うち取締役3名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第57回定時株主総会において一事業年度あたり165百万円（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しており、2025年6月開催の定時株主総会時の員数は7名であります。（うち3名は無報酬）
3. 監査役の報酬限度額は、2023年11月1日開催の臨時株主総会において一事業年度あたり30百万円と決議しており、2025年6月開催の定時株主総会時の員数は3名であります。
4. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。賞与は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標としており、各指標の実績は連結損益計算書に記載のとおりです。取締役の報酬の決定プロセスは、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定しております。
5. 非金銭報酬等の内容は、取締役が入居する社宅家賃および帰省費用であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び非常勤監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。

当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し、株主または第三者から損害賠償請求を提起された場合に当該被保険者が負担する損害賠償金および争訟費用等を、保険契約に定める免責金額および保険金額の範囲内で補償するものです。

ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については補償の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役を任期満了により退任した呉哲民は、野村キャピタル・パートナーズ株式会社のマネージングディレクターを兼務しておりました。野村キャピタル・パートナーズ株式会社と当社との間には特別の関係はございません。また、当社の100%子会社であるオリオンホテル株式会社の取締役を兼務しておりました。

・社外取締役成政紀は、野村キャピタル・パートナーズ株式会社の事業支援部長及び株式会社タップの社外取締役です。野村キャピタル・パートナーズ株式会社及び株式会社タップと当社との間には特別の関係はございません。また、当社の100%子会社であるオリオンホテル株式会社の取締役を兼務しております。

・社外取締役富岡隆臣は、カーライル・ジャパン・エルエルシーの日本共同代表 兼 マネージングディレクター、リガク・ホールディングス株式会社の社外取締役、岩崎電気株式会社の社外取

締役、日本KFCホールディングス株式会社の社外取締役及び日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社の社外取締役です。カーライル・ジャパン・エルエルシー、リガク・ホールディングス株式会社、岩崎電気株式会社、日本KFCホールディングス株式会社及び日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社と当社との間には特別の関係はございません。また、当社の100%子会社であるオリオンホテル株式会社の取締役を兼務しております。

・社外取締役横澤太一は、アサヒビール株式会社の常務執行役員 企画・支援本部長です。アサヒビール株式会社は当社株式数9.76%を保有する大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。

・社外取締役ズナイデン房子は、日本マクドナルド株式会社の取締役上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー（CMO）及び日本マクドナルドホールディングス株式会社の取締役です。日本マクドナルド株式会社及び日本マクドナルドホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はございません。

・社外取締役村山利栄は、前田建設工業株式会社の非業務執行取締役、株式会社MUSCAT GROUPの社外取締役、インフロニア・ホールディングス株式会社の社外取締役、学校法人山野学苑の監事、株式会社True Dataの社外取締役（監査等委員）及び国立健康危機管理研究機構の理事です。前田建設工業株式会社、株式会社MUSCAT GROUP、インフロニア・ホールディングス株式会社、学校法人山野学苑、株式会社True Data及び国立健康危機管理研究機構と当社との間には特別の関係はございません。

・社外監査役友寄淳は、当社の100%子会社であるオリオンホテル株式会社の監査役及び株式会社石川酒造場の監査役を兼務しております。

・社外監査役杉浦秀徳は、太陽ホールディングス株式会社の社外取締役（常勤監査等委員）及び一般財団法人杏の杜財団の監事です。太陽ホールディングス株式会社及び一般財団法人杏の杜財団と当社との間には特別の関係はございません。

・社外監査役新見研吾は、新見総合法律事務所の所長弁護士です。新見総合法律事務所と当社との間には特別の関係はございません。また、当社の100%子会社であるオリオンホテル株式会社の監査役を兼務しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の本事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	呉哲民	本事業年度に開催された取締役会のうち、2025年7月31日付で退任するまでの開催の取締役会には、10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、投資及び経営全般の領域における豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	成政紀	社外取締役就任後開催の取締役会には、13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、投資及び経営全般の領域における豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	池田史郎	本事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、酒類業界での長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	富岡隆臣	本事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会において、投資及び経営全般の領域における豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	横澤太一	本事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、酒類業界での長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	ズナイデン房子	本事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会において、FMCG業界のマーケティング分野での豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	村山利栄	社外取締役就任後開催の取締役会には、17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、証券アナリスト及び投資銀行バンカーとして金融／資本市場業務に携わってきた経験、また、総合規制改革会議委員、経団連、国交省等の政府委員を歴任してきた経験、ベンチャー企業の創業社長としての経験、その他社外取締役、学校法人監事などにおける長年の実務経験及び経営経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	友寄淳	本事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
	杉浦秀徳	本事業年度に開催された取締役会23回のうち19回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融に関する幅広い知見、研究者としての執筆実績、上場企業の社外監査役の経験に基づき、適宜発言を行っております。
	新見研吾	本事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての企業法務分野や海外取引分野に関して豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 上記のほか、当該事業年度において取締役会決議の省略（書面決議）を1回行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合のほか、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人がその適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。当該体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を以下の通り定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、当社グループ共通の行動規範「ORION WAY」に則した行動を常にとり、「ORION WAY」を、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人は、法令や社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合、直ちに報告する。報告先は、代表取締役、取締役、取締役会、監査役、監査役会、コンプライアンス通報・相談窓口（下記④）とする。
 - ③ 当社の代表取締役を委員長とし、当社の執行役員及びグループ会社の代表取締役で構成するリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当該事務は当社の法務・コンプライアンス部が担う。
 - ④ 匿名可能なコンプライアンス通報・相談窓口を設け、内部通報を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、当社及びグループ会社の全役職員に周知する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社及びグループ会社の取締役の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用する法令及び社内規程に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - ② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など、取締役の職務執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存、管理する。
 - ③ 企業秘密については、秘密性の程度に応じて適切に管理する。
 - ④ 個人情報については、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。
 - ⑤ 当社の代表取締役を委員長とし、当社の執行役員及びグループ会社の代表取締役で構成する情報セキュリティ委員会を設置し、当該事務は当社のITソリューション部が担う。

-
3. 当社及びグループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制
 - ① 取締役及び使用人は、社内規程類に基づき、効果的かつ総合的なリスク管理を実施する。
 - ② 取締役及び使用人は、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、その影響も含めてリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定する。
 - ③ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分な審議を行う。
 - ④ 取締役及び使用人は、当社事業に関する重大なリスクを認識したとき、又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役会又はリスク管理・コンプライアンス委員会にその状況を報告する。
 - ⑤ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合、当社代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置する。
 4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、社内規程及び取締役会での決定に基づき、経営会議に権限移譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を行う。
 - ② 取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ③ 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ④ 各取締役は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会に報告する。
 - ⑤ 各取締役は、取締役の職務執行状況について、適宜、取締役会に対して報告する。
 5. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、グループ行動規範である「ORION WAY」及び社内規程等に基づき、グループ横断のリスク管理・コンプライアンス委員会、グループ経営会議等により、コンプライアンス体制を保持する。
 - ② 当社の内部監査部門、財務経理部門、監査役、会計監査人は、必要に応じて当社及びグループ会社の往査を行う。
 - ③ 当社及びグループ会社のコンプライアンス相談通報窓口の担当者は、適時、相談件数や内容等の状況を取締役会及び監査役会へ報告する。
 - ④ グループ会社に関する重要な事項は、社内規程に基づき、当社取締役会で審議もしくは決議する。

6. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制について基本方針を定め、監査部門等からの指摘事項及びその改善事項の進捗状況について、適時、代表取締役、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告する。
- ② 当社及びグループ会社は、会計諸取引を正確かつ迅速に処理し、投資家に対して真実かつ公正な財務報告をタイムリーに提供する。
- ③ 前項の方針を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために必要な水準の内部統制を整備、運用するとともに、決算日における有効性を毎期評価・報告する。

7. 監査役の職務を補助するための方針及び体制

- ① 監査役の業務を補助させるために、監査役会付の使用人を配置することができる。
- ② 監査役会付の使用人を配置する場合、使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役会の同意を必要とする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用について、あらかじめ一定額の予算を確保する他、監査役からの請求に応じ緊急時の監査対応費用についても支出する。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役へ報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の重要な決裁書類を、監査役の閲覧に供する。
- ③ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部統制システムに関する事項について当社の監査役に随時報告するものとし、当社の監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。その主な事項は以下のとおりとする。
 - a. 当社グループに重大な損害が発生するおそれのある事実を発見した場合、その事実。
 - b. 当社の監査役の同意を要する決定事項。
 - c. 当社グループの内部統制システムの整備状況及び運用状況。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役へ報告を行った者が、そのことを理由として不利な取り扱いを受けないことを定め、当社及びグループ会社に周知し、適切に運用する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、随時、財務経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、内部監査部門から監査結果について報告を受け、討議を行う。
- ④ 監査役は、必要に応じて、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行の適正性の確保の状況、損失の危機に繋がる可能性のある事象やリスクの特定及び対策の審議を以下の会議を通して行いました。
主な会議の開催状況として、取締役会は23回、経営会議は36回、監査役会は16回、リスク管理・コンプライアンス委員会は4回、情報セキュリティ委員会は4回、開催しました。
2. 当社および当社グループ各社の使用人に対し、コンプライアンス研修および情報セキュリティ研修を継続的に行っております。また、当社は違法または不適切な行為を通報する仕組みのコンプライアンス通報・相談窓口を設け匿名通報も可としており、今年度は1件の通報がありました。その内容は法務・コンプライアンス部及び常勤監査役によって確認され、フォローされております。
3. 監査役は、取締役会出席のほか重要な会議に出席し、また監査役会において定めた監査や計画に基づき監査を行いました。その内容は、代表取締役社長に随時報告され、内容によって取締役会へ報告されました。
4. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を行いました。その内容は、適宜、取締役会、経営会議へ報告されました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社経営に対する基本的方針であるORION WAYに基づき、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、剰余金の配当等を安定的かつ継続的に実施することを基本方針と定めております。年間配当に係る指標と目標水準として、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした「配当性向50%」「DOE（株主資本配当率：配当総額÷株主資本）7.5%」とし、それぞれ計算された結果の高い金額を各期の配当金額とすることとしております。

剰余金の配当は中間及び期末の年2回としており、当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に則り、2026年5月14日開催の当社取締役会での決議により、1株当たり24円とさせていただきます。この結果、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金20円とあわせて44円となり、当事業年度における配当性向は50.0%、DOEは9.6%となります。

また、成長投資や財務健全性を勘案しつつ、自己株式取得を含めた追加的な株主還元を機動的に検討・実施いたします。

なお、このたび、新たに策定した中期経営計画（2027年3月期～2030年3月期）において、ROE目標を従来の15%から16%へと引き上げ、資本効率の最適化に向けたキャピタルアロケーションの方針を再検討しました。この結果、積極的な成長投資を実行しつつ、機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元を充実させるために、2027年3月期よりDOEの目標水準を引き上げることとしました。

変更後の目標水準については、配当性向は50%を維持し、DOEについては8.0%とし、株主への利益還元の充実に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	15,506
現金及び預金	10,506
売掛金	2,489
商品及び製品	1,358
原材料及び貯蔵品	813
その他	339
貸倒引当金	△0
固定資産	28,582
有形固定資産	24,843
建物及び構築物	13,747
機械装置及び運搬具	2,707
土地	7,448
建設仮勘定	279
その他	660
無形固定資産	699
のれん	112
その他	587
投資その他の資産	3,039
投資有価証券	2,668
その他	491
貸倒引当金	△119
資産合計	44,089

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,875
買掛金	1,102
1年以内返済長期借入金	705
未払金	2,231
未払酒税	883
未払法人税等	331
賞与引当金	415
役員賞与引当金	26
その他	1,178
固定負債	18,730
長期借入金	15,655
繰延税金負債	1,462
役員退職慰労引当金	17
退職給付に係る負債	322
資産除去債務	82
長期預り金	999
その他	190
負債合計	25,605
(純資産の部)	
株主資本	18,479
資本金	560
資本剰余金	14,291
利益剰余金	3,626
自己株式	△0
新株予約権	4
純資産合計	18,483
負債及び純資産合計	44,089

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,713
売上原価		14,335
売上総利益		15,377
販売費及び一般管理費		11,063
営業利益		4,314
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	66	
受取賃貸料	27	
持分法による投資利益	52	
副産物収入	37	
その他	69	270
営業外費用		
支払利息	271	
上場関連費	66	
その他	128	465
経常利益		4,118
特別利益		
固定資産売却益	845	
資産除去債務戻入益	208	1,054
特別損失		
固定資産除却損	30	
支払負担金	27	
特別退職金	17	75
税金等調整前当期純利益		5,098
法人税、住民税及び事業税	1,362	
法人税等調整額	94	1,457
当期純利益		3,641
親会社株主に帰属する当期純利益		3,641

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	378	14,109	15,475	△11,000	18,962	5	18,968
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	182	182	－	－	364	－	364
剰余金の配当	－	－	△4,489	－	△4,489	－	△4,489
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0	－	△0
自己株式の消却	－	－	△11,000	11,000	－	－	－
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	3,641	－	3,641	－	3,641
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	△1	△1
当期変動額合計	182	182	△11,848	11,000	△483	△1	△484
当期末残高	560	14,291	3,626	△0	18,479	4	18,483

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	14,718
現金及び預金	10,043
売掛金	2,438
商品	310
製品	556
半製品	283
原料及び材料	446
未着品	120
貯蔵品	250
その他	269
固定資産	23,425
有形固定資産	20,027
建物	10,603
構築物	991
機械及び装置	2,541
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	386
土地	4,948
リース資産	271
建設仮勘定	279
無形固定資産	559
のれん	112
借地権	13
商標権	13
ソフトウェア	413
ソフトウェア仮勘定	4
その他	2
投資その他の資産	2,838
投資有価証券	2,135
関係会社株式	476
関係会社出資金	68
長期貸付金	3
会員権	66
その他	208
貸倒引当金	△119
資産合計	38,144

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,861
買掛金	1,090
1年以内返済長期借入金	705
リース債務	114
未払金	2,338
未払費用	310
未払酒税	879
未払法人税等	323
未払消費税等	361
賞与引当金	311
役員賞与引当金	26
前受金	54
預り金	91
その他	253
固定負債	17,395
長期借入金	15,655
リース債務	184
退職給付引当金	322
役員退職慰労引当金	15
長期預り金	999
資産除去債務	82
繰延税金負債	136
負債合計	24,256
(純資産の部)	
株主資本	13,883
資本金	560
資本剰余金	200
資本準備金	200
利益剰余金	13,121
利益準備金	90
その他利益剰余金	13,031
固定資産圧縮積立金	1,010
繰越利益剰余金	12,020
自己株式	△0
新株予約権	4
純資産合計	13,887
負債及び純資産合計	38,144

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,240
売上原価		14,109
売上総利益		15,130
販売費及び一般管理費		10,805
営業利益		4,325
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,328	
貸倒引当金戻入益	1	
雑収入	114	3,444
営業外費用		
支払利息	289	
上場関連費用	66	
雑損失	115	470
経常利益		7,298
特別利益		
固定資産売却益	845	
資産除去債務戻入益	208	1,054
特別損失		
固定資産除却損	30	
支払負担金	27	58
税引前当期純利益		8,295
法人税、住民税及び事業税	1,353	
法人税等調整額	△20	1,332
当期純利益		6,963

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	378	18	18	90	1,063	20,495	21,648
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	182	182	182	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△4,489	△4,489
当期純利益	-	-	-	-	-	6,963	6,963
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△52	52	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	△11,000	△11,000
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	182	182	182	-	△52	△8,474	△8,526
当期末残高	560	200	200	90	1,010	12,020	13,121

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△11,000	11,044	5	11,050
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	364	-	364
剰余金の配当	-	△4,489	-	△4,489
当期純利益	-	6,963	-	6,963
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
自己株式の取得	△0	△0	-	△0
自己株式の消却	11,000	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	△1	△1
当期変動額合計	11,000	2,838	△1	2,837
当期末残高	△0	13,883	4	13,887

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

オリオンビール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
沖縄事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリオンビール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

オリオンビール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
沖 縄 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前野 信哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリオンビール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

オリオンビール株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 友 寄 淳 ㊟

社外監査役 杉 浦 秀 徳 ㊟

社外監査役 新 見 研 吾 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎二丁目46番地 TEL(098)853-2111
沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



会場周辺詳細



ご注意

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。